

松 山 大 学 論 集
第 32 卷 第 6 号 抜 刷
2 0 2 1 年 2 月 発 行

中華人民共和國民法典第三編「契約」(2)

錢 偉 榮

翻 訳

中華人民共和國民法典第三編「契約」(2)

銭 偉 栄

目 次

第三編 契約

第一分編 通則 (以上、32 卷特別号)

第二分編 典型契約

第九章 売買契約 (595 条-647 条)

第一〇章 電気・水道・ガス・熱エネルギーの供給契約
(648 条-656 条)

第十一章 贈与契約 (657 条-666 条)

第一二章 金銭消費貸借契約 (667 条-680 条)

第一三章 保証契約

第一節 一般規定 (681 条-690 条)

第二節 保証責任 (691 条-702 条)

第一四章 質貸借契約 (703 条-734 条)

第一五章 ファイナンスリース契約 (735 条-760 条)

第一六章 ファクタリング契約 (761 条-769 条)

第二分編 典型契約

第九章 売買契約

第 595 条 売買契約は、売主が目的物の所有権を買主に移転し、買主がこれに対して代金を支払う [ことを内容とする] 契約である。

第 596 条 売買契約の内容は一般に、目的物の名称、数量、品質、価格、履行期限、履行地と履行方法、包装方法、検査の基準と方法、決済方法、契約で使用する言語及びその効力等に関する条項を含む。

第597条① 売主が処分権を取得しなかったために目的物の所有権を移転することができないときは、買主は、契約を解除し、さらに、売主に対して違約責任を取るよう求めることができる。

② 法律及び法規命令によって譲渡を禁止又は制限されている目的物については、その規定に従う。

第598条 売主は、買主に対し、目的物の引き渡し又は目的物の引き取りに必要な書類の交付、併せて目的物所有権の移転をする義務を履行しなければならない。

第599条 売主は、約定又は取引上の慣習に従い、目的物の引き取りに必要な書類以外の関係書類及び資料を買主に交付しなければならない。

第600条 知的財産権の存する目的物を売却するときは、法律に別段の規定がある場合又は当事者間に別段の定めがある場合を除き、当該目的物に係る知的財産権は、買主に帰属しない。

第601条 売主は、約定の期日に目的物を引き渡さなければならない。引渡期間の定めがあるときは、売主は、当該引渡期間内において、いつでも引き渡すことができる。

第602条 当事者が目的物の引渡期間を定めなかったとき、又はその定めが明らかでないときは、この法律第510条及び第511条第4号の定めるところによる。

第603条① 売主は、定められた場所で目的物を引き渡さなければならない。

② 当事者が引渡しを定めず、又はその定めが明らかでなく、この法律第510条の規定によってもなお定まらないときは、次に掲げる各号の定めるところによる。

一 目的物が運送を要するときは、売主は、当該目的物を買主に送付するために最初の運送人に引き渡すこと。

二 目的物が運送を要しない場合において、売主と買主が契約締結時に当該目的物の所在場所を知ったときは、売主は、その場所で当該目的物を引き

渡し、当該目的物の所在場所を知らなかったときは、契約締結時における売主の営業所で当該目的物を引き渡すこと。

第 604 条 目的物の毀損又は滅失の危険は、当該目的物の引渡しまでは売主がこれを負担し、引渡し後は買主がこれを負担する。ただし、法律に別段の規定があるとき又は当事者間に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第 605 条 買主の事情により約定の期限内に目的物を引き渡すことができなかったときは、買主は、その約定に違反した時から、当該目的物の毀損又は滅失の危険を負担しなければならない。

第 606 条 売主が、運送人に引き渡した運送中の目的物を売却するときは、当事者間に別段の定めがある場合を除き、[当該目的物の] 毀損又は滅失の危険は、契約の成立時から、買主が負担する。

第 607 条① 売主が、約定に従い、目的物を買主が指定した場所に送付して運送人に引き渡した後、当該目的物の毀損又は滅失の危険は、買主が負担する。

② 当事者間に引渡場所に関する定めがないか、又はその定めが明らかでない場合において、この法律第 603 条第 2 項第 1 号の定めるところによって運送を要する目的物であるときは、売主が当該目的物を最初の運送人に引き渡した後、当該目的物の毀損又は滅失の危険は、買主が負担する。

第 608 条 売主が、約定に従い、又はこの法律第 603 条第 2 項第 2 号の定めるところに従って目的物を引渡場所に置いたにもかかわらず、買主が約定に違反して受け取らなかったときは、当該目的物の毀損又は滅失の危険は、その約定に違反した時から、買主が負担する。

第 609 条 売主が約定に反して目的物の関係書類及び資料を交付しなかったときは、目的物の毀損又は滅失の危険の移転は、これによって妨げられない。

第 610 条 目的物が品質条件に適合せず、それによって契約の目的を達することができないときは、買主は、当該目的物の受領を拒絶し、又は契約の解除をすることができる。買主が当該目的物の受領を拒絶し、又は契約の解除をしたときは、当該目的物の毀損又は滅失の危険は、売主が負担する。

第611条 買主が目的物の毀損又は滅失の危険を負担する場合であっても、売主による債務の履行が約定に適合しないときに買主が売主に対して違約責任を取るよう求める権利は、これによって妨げられない。

第612条 売主は、その引き渡した目的物について第三者がいかなる権利をも有しないことを保証する義務を負う。ただし、法律に別段の規定があるときは、この限りでない。

第613条 買主が、契約締結時に、第三者が売買の目的物について権利を有することを知り、又は知ることができたときは、売主は、前条に定める義務を負わない。

第614条 買主は、確かな証拠をもって、第三者が目的物について権利を有することを証明することができるときは、それ相応の代金の支払いを停止することができる。ただし、売主が相当の担保を供したときは、この限りでない。

第615条 売主は、約定の品質条件に従って目的物を引き渡さなければならない。売主が目的物の品質に関する説明をしたときは、引き渡された目的物は、当該説明に合う品質条件に適合しなければならない。

第616条 当事者が目的物の品質条件を定めず、又はその定めが明らかでなく、この法律第510条の規定によってもなお定まらないときは、この法律第511条第1号の定めるところによる。

第617条 売主の引き渡した目的物が品質条件に適合しないときは、買主は、この法律第582条から第584条までの規定に基づき、違約責任を取るよう求めることができる。

第618条 当事者間で売主が目的物の瑕疵に対して負うべき責任の軽減又は免除を約した場合であっても、売主が故意に又は重大な過失によって買主に目的物の瑕疵を告げなかったときは、売主は、その責任の軽減又は免除を主張することができない。

第619条 売主は、約定の包装方法に従って目的物を引き渡さなければならない。

い。包装方法についての定めがないか、又はその定めが明らかでなく、この法律第510条の規定によってもなお定まらないときは、通常使用する方法で包装し、通常使用する方法がないときは、目的物を保護するのに足り、かつ、資源の節約及び生態環境の保護に有利な方法を用いて包装しなければならない。

第620条 買主は、目的物を受け取ったときは、約定の検査期間内に検査しなければならない。検査期間の定めがないときは、遅滞なく検査しなければならない。

第621条① 当事者が検査期間を定めたときは、買主は、当該検査期間内に目的物の数量又は品質が約定に適合しない旨を売主に通知しなければならない。買主が通知を怠ったときは、目的物の数量又は品質が約定に適合するものとみなす。

② 当事者が検査期間を定めなかったときは、買主は、目的物の数量若しくは品質が約定に適合しないことを発見し、又は発見すべきであった合理的な期間内に、売主にその旨を通知しなければならない。買主が合理的な期間内に、又は目的物を受け取った日から2年以内に売主に通知しなかったときは、目的物の数量又は品質が約定に適合するものとみなす。ただし、目的物について品質保証期間があるときは、当該品質保証期間によるものとし、2年を定める前記の規定は、[この場合に]適用しない。

③ 売主がその引き渡した目的物が約定に適合していないことを知り、又は知ることができたときは、買主は、前2項に定める通知期間の制限を受けない。

第622条① 当事者によって定められた検査期間が短すぎて、目的物の性質及び取引上の慣習によれば、買主がその検査期間内に全面的な検査を完了することが困難であるときは、当該期間は、単に買主が目的物の外観上の瑕疵について異議を述べる期間に過ぎないものとみなす。

② 約定の検査期間又は品質保証期間が法律及び法規命令の定める期間より短いときは、法律及び法規命令の定める期間による。

第623条 当事者が検査期間を定めなかった場合において、買主が目的物の数量、型番及び規格が明記されている納品書又は確認票等に受取りの署名をしたときは、買主が数量及び外観上の瑕疵について検査をしたものと推定する。ただし、これを覆すに足りる関係証拠があるときは、この限りでない。

第624条 売主が買主の指示により第三者に目的物を引き渡すべき場合において、売主と買主が定める検査基準と、買主と第三者が定める検査基準との間で不一致が生じたときは、売主と買主が定める検査基準による。

第625条 法律及び法規命令の規定又は当事者の定めにより、目的物をその有効使用期間満了後に回収すべきものとされるときは、売主は、自ら当該目的物を回収し、又は第三者に当該目的物の回収を委託する義務を負う。

第626条 買主は、約定の金額と支払方法で代金を支払わなければならない。代金の金額及び支払方法についての定めがないか、又はその定めが明らかでないときは、この法律第510条、第511条第2号及び第5号の定めるところによる。

第627条 買主は、約定の場所で代金を支払わなければならない。支払場所についての定めがないか、又はその定めが明らかでなく、この法律第510条の規定によってもなお定まらないときは、買主は、売主の営業所在地で支払わなければならない。ただし、目的物の引渡し又は目的物の引き取りに必要な書類の交付と引き換えに代金を支払うことを約しているときは、目的物を引き渡し又は目的物の引き取りに必要な書類を交付する場所で支払う。

第628条 買主は、約定の期日に代金を支払わなければならない。支払期日についての定めがないか、又はその定めが明らかでなく、この法律第510条の規定によってもなお定まらないときは、買主は、目的物又は目的物の引き取りに必要な書類を受け取ると同時に支払わなければならない。

第629条 売主によって引き渡された目的物が〔約定の数量を〕超過したときは、買主は、超過部分を受領し、又はその受領を拒絶することができる。超過部分を受領するときは、買主は、約定の価格でその代金を支払わなければ

ならない。超過部分の受領を拒絶するときは、買主は、遅滞なくその旨を売主に通知しなければならない。

第 630 条 目的物引渡しの前に生じた果実は売主に帰属し、引渡し後に生じた果実は買主に帰属する。ただし、当事者間に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第 631 条 目的物の主物が約定に適合しないことによって契約が解除されたときは、契約解除の効力は、従物に及ぶ。目的物の従物が約定に適合しないことによって〔その部分について〕解除がなされたときは、解除の効力は、主物に及ばない。

第 632 条 数個ある目的物のうちの 1 個が約定に適合しないときは、買主は、その物について解除することができる。ただし、他の物からその物を分離させることが著しく目的物の価値を損なうときは、当事者は、数個の物について契約を解除することができる。

第 633 条① 売主が目的物を数回に分けて引き渡すべき場合において、売主がそのうちの 1 回分の目的物を引き渡さず、又はその引渡しが約定に適合せず、それによって当該 1 回分の目的物について契約の目的を達することができなくなったときは、買主は、当該 1 回分の目的物について解除することができる。

② 〔前項の場合において、〕売主がそのうちの 1 回分の目的物を引き渡さず、又はその引渡しが約定に適合せず、それによってその後の他の各回分の目的物を引き渡しても契約の目的を達することができなくなったときは、買主は、当該 1 回分及びその後の他の各回分の目的物について解除することができる。

③ 買主がそのうちの 1 回分の目的物について解除しようとする場合において、当該 1 回分の目的物と他の各回分の目的物が互いに依存し合うときは、買主は、すでに引き渡された各回分及びまだ引き渡されていない各回分の目的物についても解除することができる。

第 634 条① 分割払いの場合において、買主が弁済期到来分の代金の未払い金額が代金総額の 5 分の 1 に達し、催告を受けた後もなお合理的な期間内に弁済期到来分の代金を支払わないときは、売主は、買主に対して代金全額の支払を請求し、又は契約の解除をすることができる。

② 売主は、契約を解除したときは、買主に対して当該目的物の使用料の支払いを請求することができる。

第 635 条 見本売買において、当事者は、その見本を封印の上保存しなければならない。併せて見本の品質について説明を加えることができる。売主によって引き渡された目的物は、見本及び説明されたものと同じ品質を有しなければならない。

第 636 条 見本売買において、買主が見本に隠れた瑕疵のあることを知らなかったときは、引き渡された目的物が見本と同じ場合であっても、売主によって引き渡された目的物の品質は、なお同種の物の通常標準に適合しなければならない。

第 637 条 試用販売において、当事者は、目的物の試用期間を定めることができる。試用期間についての定めがないか、又はその定めが明らかでなく、この法律第 510 条の規定によってもなお定まらないときは、売主がこれを定める。

第 638 条① 試用販売において、買主は、試用期間内に目的物を購入し、又はその購入を拒絶することができる。試用期間が満了する時に買主が目的物を購入するかどうかを表示しなかったときは、購入するものとみなす。

② 試用販売において、買主が試用期間内に代金の一部を支払い、目的物を売却若しくは賃貸し、又はその上に担保物権を設定する等の行為をしたときは、購入に同意したものとみなす。

第 639 条 試用販売において、当事者が目的物の使用料を定めず、又はその定めが明らかでないときは、売主は、買主に対してその支払いを請求することができない。

第 640 条 目的物が試用期間内に生じた毀損又は滅失の危険は、売主が負担する。

第 641 条① 当事者は、売買契約において、買主が代金の支払い又はその他の義務を履行するまでは、目的物の所有権が売主にあることを約することができる。

② 売主に留保された目的物の所有権は、これを登記しなければ、善意の第三者に対抗することができない。

第 642 条① 当事者が契約目的物の所有権を売主に留保することを約した場合において、当該目的物の所有権が移転する前に、買主が次に掲げる事由によって売主に損害を与えたときは、当事者間に別段の定めがある場合を除き、売主は、当該目的物を取り戻すことができる。

一 約定に従って代金の支払いをせず、催告を受けた後もなお合理的な期間内に支払わないこと。

二 約定に従って特定の条件を完了しなかったこと。

三 目的物を売却し若しくは質に入れ、又はその他不当な処分をしたこと。

② 売主は、買主と協議の上、目的物を取り戻すことができる。協議が調わないときは、担保物権に関する執行手続を準用することができる。

第 643 条① 売主が前条第 1 項の定めるところによって目的物を取り戻した後、買主は、当事者双方が定め、又は売主が指定する合理的な受戻期間内に、売主が目的物を取り戻す原因となった事由を取り除いたときは、目的物の受戻しを請求することができる。

② 買主が受戻期間内に目的物の受け戻しをしない場合において、売主は、合理的な価格で目的物を第三者に売却することができ、その売得金から買主の未払金及び必要な費用を控除した後なお残額があるときは、それを買主に返還し、[不足があるときは、] 買主が不足部分を弁済する。

第 644 条 入札による売買における当事者の権利義務及び入札手続等については、関係する法律及び法規命令の規定による。

第 645 条 競売における当事者の権利義務及び競売手続等については、関係する法律及び法規命令の規定による。

第 646 条 その他の有償契約について法律に規定があるときは、その規定による。規定がないときは、売買契約に関する規定を準用する。

第 647 条 当事者が交換によって目的物の所有権を移転することを約するときは、売買契約に関する規定を準用する。

第一〇章 電気・水道・ガス・熱エネルギーの供給契約

第 648 条① 電気供給契約とは、電気供給者が電気使用者に電気を供給し、電気使用者がこれに対して電気料金を支払う[ことを内容とする]契約である。

② 一般公衆向けに電気を供給する電気供給者は、契約の締結をしようとする電気使用者の合理的な求めを拒むことができない。

第 649 条 電気供給契約の内容は一般に、電気供給の方法、品質及び時間、使用される電気の容量、場所及び用途、計量方法、電気価格及び電気料金の決済方法並びに電気供給設備の保守点検責任等条項を含む。

第 650 条 電気供給契約の履行場所は、当事者の定めによる。当事者間に定めがないか、又はその定めが明らかでないときは、電気供給設備の所有権の境界を履行場所とする。

第 651 条 電気供給者は、国が定める電気供給の品質に関する標準及び約定に従って電気を安全に供給しなければならない。電気供給者は、国が定める電気供給の品質に関する標準及び約定に従って電気の安全な供給をせず、これによって電気使用者に損害を生ぜしめたときは、その賠償責任を負わなければならない。

第 652 条 電気供給設備の定期点検修理、臨時の点検修理、法律による電気供給制限又は電気使用者による違法な電気使用等を理由に電気の供給を停止する必要があるときは、電気供給者は、国の関連規定に従い、あらかじめ電気使用者に通知しなければならない。あらかじめ電気使用者に電気供給の停止

を通知しなかったことによって電気使用者に損害を生ぜしめたときは、[電気供給者は、] その賠償責任を負わなければならない。

第 653 条 自然災害等が原因で電気の供給が停止したときは、電気供給者は、国の関連規定に従い、速やかに応急修理をしなければならない。応急修理が速やかに行われなかったことによって電気使用者に損害を生ぜしめたときは、[電気供給者は、] その賠償責任を負わなければならない。

第 654 条① 電気使用者は、国の関連規定及び当事者の定めに従い、適時に電気料金を払わなければならない。電気使用者が期限を過ぎても電気料金を払わないときは、約定に従って違約金を支払わなければならない。電気使用者が催告を受けた後もなお合理的な期間内に電気料金及び違約金を払わないときは、電気供給者は、国の定める手続に従って電気の供給を停止することができる。

② 電気供給者は、前項の定めるところにより電気の供給を停止するときは、あらかじめ電気使用者に通知しなければならない。

第 655 条 電気使用者は、国の関連規定及び当事者の定めに従い、電気を安全に、効率的及び計画的に使用しなければならない。電気使用者は、国の関連規定及び当事者の定めを反して電気を使用し、それによって電気供給者に損害を生ぜしめたときは、その賠償責任を負わなければならない。

第 656 条 水道供給契約、ガス供給契約及び熱エネルギー供給契約については、電気供給契約に関する規定を準用する。

第一章 贈与契約

第 657 条 贈与契約とは、贈与者が自己の財産を無償で受贈者に与え、受贈者が贈与を受諾する [ことを内容とする] 契約である。

第 658 条① 贈与者は、贈与財産の権利を移転するまで、当該贈与を取り消すことができる。

② 公正証書による贈与契約、又は法により取消しを許さない災害救援、貧困

扶助及び障がい者支援等公益上若しくは道徳上の義務の性質を有する贈与契約については、前項の規定を適用しない。

第659条 法により贈与財産について登記又はその他の手続を経由する必要があるときは、それに関連する手続をしなければならない。

第660条① 公正証書による贈与契約、又は法により取消しを許さない災害救援、貧困扶助及び障がい者支援等公益上若しくは道徳上の義務の性質を有する贈与契約である場合において、贈与者が贈与財産を引き渡さないときは、受贈者は、その引渡しを請求することができる。

② 前項の規定によって引き渡すべき贈与財産が贈与者の故意又は重大な過失によって毀損又は滅失したときは、贈与者は、その賠償責任を負わなければならない。

第661条① 贈与に義務を付することができる。

② 贈与に義務が付されているときは、受贈者は、約定に従ってその義務を履行しなければならない。

第662条① 贈与財産に瑕疵があるときは、贈与者は、その責任を負わない。義務付贈与の場合において、贈与財産に瑕疵があるときは、贈与者は、その義務の限度内において売主と同様の責任を負う。

② 故意に瑕疵を告げず、又は瑕疵のないことを保証したときは、贈与者は、それによって受贈者に生じた損害の賠償責任を負わなければならない。

第663条① 受贈者に次に掲げる事由があるときは、贈与者は、その贈与を取り消すことができる。

- 一 贈与者又は贈与者の近親者の合法的な権利利益を著しく侵害したこと。
- 二 贈与者に対して負担している扶養義務を履行しないこと。
- 三 贈与契約で定められた義務を履行しないこと。

② 贈与者の取消権は、その取消しの事由を知り、又は知ることができた日から1年以内に行使しなければならない。

第664条① 受贈者の違法な行為により贈与者が死亡し、又はその民事行為能

力を喪失したときは、贈与者の相続人又は法定代理人は、贈与を取り消すことができる。

- ② 贈与者の相続人又は法定代理人の取消権は、取消しの事由を知り、又は知ることができた日から6か月以内に行使しなければならない。

第665条 取消権者は、贈与を取り消したときは、受贈者に対して贈与財産の返還を請求することができる。

第666条 贈与者は、その経済的状況が顕著に悪化し、それによってその生産経営活動又は家庭生活が著しい影響を受けたときは、贈与[契約から生ずる]義務の履行を中止することができる。

第一二章 金銭消費貸借契約

第667条 金銭消費貸借契約とは、借主が貸主から金銭を借り、期限到来後借金を返還し、かつ、利息を支払う[ことを内容とする]契約である。

第668条① 金銭消費貸借契約は、書面によってしなければならない。ただし、自然人間の金銭消費貸借について別段の定めがあるときは、この限りでない。

- ② 金銭消費貸借契約の内容は一般に、貸付の種類、通貨の種類、使用目的、金額、利率、期限及び返済方法等の条項を含む。

第669条 金銭消費貸借契約の締結に際し、借主は、貸主の求めに応じ、金銭消費貸借に関連して業務活動及び財務状況に関する正確な情報を提供しなければならない。

第670条 貸付金の利息は、あらかじめ元本から控除することができない。利息をあらかじめ元本から控除したときは、実際の受領額に基づいて借入金を返還し、かつ、利息を計算する。

第671条① 貸主は、約定の期日及び金額に従って貸付金を交付せず、これによって借主に損害を生じたときは、その損害を賠償しなければならない。

- ② 借主は、約定の期日及び金額に従って借入金を受領しなかった場合であっても、約定の期日及び金額に基づいて、その利息を支払わなければならない。

第672条 貸主は、約定に従い、貸付金の使用状況を検査し、監督することができる。借主は、約定に従い、定期的に関係する財務会計諸表その他の資料を貸主に提出しなければならない。

第673条 借主が約定の借入金の目的に従って借入金を使用しなかったときは、貸主は、貸付金の交付を停止し、期限前に貸付金を繰り上げて回収し、又は契約の解除をすることができる。

第674条 借主は、約定の期限までに利息を支払わなければならない。利息の支払期限についての定めがないか、又はその定めが明らかでなく、この法律第510条の規定によってもなお定まらない場合において、金銭消費貸借の期間が1年に満たないときは、元本を返済すると同時にこれを支払わなければならない。金銭消費貸借の期間が1年以上であるときは、満1年ごとにこれを支払い、その残存期間が1年に満たないものについては、元本を返済すると同時にこれを支払わなければならない。

第675条 借主は、約定の期限までに借入金を返済しなければならない。返済期限の定めがないか、又はその定めが明らかでなく、この法律第510条の規定によってもなお定まらないときは、借主は、いつでも返済することができ、また、貸主は、借主に対して合理的な期間内において返済するよう催告することができる。

第676条 借主は、約定の期限までに借入金の返済をしなかったときは、約定又は国の関係規定に従って遅延利息を支払わなければならない。

第677条 借主が期限前に借入金を返済するときは、当事者間に別段の定めがある場合を除き、利息は、実際の金銭消費貸借期間に従って計算する。

第678条 借主は、借入金の返済期限到来前に、返済期限の延長を貸主に申し入れることができる。貸主がこれを承諾したときは、その延長をすることができる。

第679条 自然人の間の金銭消費貸借契約は、貸主が貸付金を交付した時から、その効力を生ずる。

- 第 680 条① 高利貸しを禁止し、金銭消費貸借における利率は、国の関係規定に反してならない。
- ② 金銭消費貸借契約において利息の支払いに関する定めがないときは、利息がないものとみなす。
- ③ 金銭消費貸借契約において利息の支払いに関する定めが明らかでなく、当事者間で〔契約を〕補充するための協議をしてもその協議が調わないときは、現地又は当事者の取引方法、取引上の慣習及び市場金利等事情によって利息を定める。〔この場合において、〕自然人の間の金銭消費貸借であるときは、利息がないものとみなす。

第一三章 保証契約

第一節 一般規定

第 681 条 保証契約とは、債権の実現を保障するために、保証人は、債権者に対し、債務者が履行期到来の債務を履行しないとき、又は当事者が定めた事由が生じたときに、保証人がその債務を履行し、又はその責任を負うことを約する契約である。

第 682 条① 保証契約は、主たる債権債務を生ずる契約に対する従たる契約である。主たる債権債務を生ずる契約が無効であるときは、保証契約は、無効とする。ただし、法律に別段の規定があるときは、この限りでない。

② 保証契約が無効であると確認された場合において、債務者、保証人又は債権者に故意又は過失があるときは、各自がその故意又は過失の割合に応じて民事責任を負う。

第 683 条① 機関法人¹⁾は、保証人となることができない。ただし、国务院の許可を受けて外国政府又は国際経済組織の貸付金を利用して転貸融資をするときは、この限りでない。

1) 中国民法典が定める特別法人の1つである（同法 96 条以下）。日本法でいう公法人に相当する。

② 公益を目的とする非営利法人又は非営利組織は、保証人となることができない。

第684条 保証契約の内容は一般に、保証される主たる債権の種類及び金額、債務者による債務の履行期限、並びに保証の種類、範囲及び期間等条項を含む。

第685条① 保証契約は、書面によって個別に締結される契約であると、主たる債権債務を生ずる契約にある保証条項であるとを問わない。

② 第三者が単独で、書面によって債権者に対して保証をし、債権者がそれを受領し、かつ、それに対して異議を述べないときは、保証契約は、成立する。

第686条① 保証の種類は、普通保証と連帯保証を含む。

② 当事者が保証契約において保証の種類を定めず、又はその定めが明らかでないときは、〔保証人は、〕それを普通保証として保証責任を負う。

第687条① 当事者が保証契約において、債務者がその債務を履行しないときに保証人が保証責任を負う旨を定めたときは、普通保証とする。

② 普通保証の保証人は、主たる契約をめぐる紛争が裁判又は仲裁を経て、法により債務者の財産に対する強制執行を行ってもなお債務を履行することができないとされるときまでは、債権者に対して保証責任を負うことを拒むことができる。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 債務者が行方不明になり、かつ、執行に供することができる財産がないとき。

二 人民法院が債務者の破産〔申立て〕を受理したとき。

三 債権者が証拠をもって、債務者の財産がすべての債務を履行するに足りないこと又は〔債務者が〕債務を履行する能力を喪失したことを証明したとき。

四 保証人が書面によって本項に定める権利を放棄することを表示したとき。

第 688 条① 当事者が保証契約において、保証人と債務者が〔主たる〕債務について連帯して責任を負う旨を定めたときは、連帯保証とする。

② 連帯保証において、債務者がその履行期到来の債務を履行しないとき又は当事者が定めた事由が生じたときは、債権者は、債務者に対してその債務の履行を請求し、又は保証人に対してその保証の範囲内において保証責任を負うよう求めることができる。

第 689 条 保証人は、債務者に対して担保の供与を請求することができる。

第 690 条① 保証人は、債権者と協議の上、根保証契約を締結し、債権の最高限度額内において、一定期間内で連続して発生する債権を保証する旨を約することができる。

② 根保証については、本章の規定を適用するほか、この法律第 2 編の根抵当権に関する規定を準用する。

第二節 保証責任

第 691 条 保証の範囲は、主たる債権及びその利息、違約金、損害賠償金並びに債権の実現に係る費用を含む。当事者間に別段の定めがあるときは、その定めに従う。

第 692 条① 保証期間は、保証人が保証責任を負う期間を定めるものであり、停止、中断及び延長を生じない。

② 債権者と保証人は、保証期間を定めることができる。ただし、約定の保証期間が主たる債務の履行期より早く、又は主たる債務の履行期と同時に満了するときは、保証期間の定めがないものとみなす。〔保証期間の〕定めがないか、又はその定めが明らかでないときは、保証期間は、主たる債務の履行期が到来した日から起算して 6 か月とする。

③ 債権者と債務者の間に、主たる債務の履行期についての定めがないか、又はその定めが明らかでないときは、保証期間は、債権者が債務者に対してその債務の履行を請求する時に付与した猶予期間が満了した日から起算する。

第693条① 普通保証において、債権者が保証期間内に債務者に対して訴えを提起し、又は仲裁の申立てをしなかったときは、保証人は、それ以降、保証責任を負わない。

② 連帯保証において、債権者が保証期間内に保証人に対して保証責任を取るよう求めなかったときは、保証人は、それ以降、保証責任を負わない。

第694条① 普通保証において、債権者が保証期間満了前に債務者に対して訴えを提起し、又は仲裁の申立てをしたときは、保証債務の訴訟時効は、保証人がその保証責任を負うことを拒む権利が消滅した日から起算する。

② 連帯保証において、債権者が保証期間満了前に保証人に対して保証責任を取るよう求めたときは、保証債務の訴訟時効は、保証人に対して保証責任を取るよう求めた日から起算する。

第695条① 債権者と債務者が保証人の書面による同意を得ることなく、協議の上、主たる債権債務を生ずる契約の内容を変更した場合において、[それが主たる]債務を軽減するものであるときは、保証人は、変更後の債務についても保証責任を負い、[それが主たる]債務を加重するものであるときは、保証人は、加重した部分について保証責任を負わない。

② 債権者と債務者が、保証人の書面による同意を得ないで主たる債権債務を生ずる契約の履行期を変更したときは、保証期間は、これによって影響を受けない。

第696条① 債権者が債権の全部又は一部を譲渡したときは、その旨を保証人に通知しなければ、当該譲渡は、保証人に対してその効力を生じない。

② 保証人と債権者が債権の譲渡を禁ずる旨を定めた場合において、債権者が保証人の書面による同意を得ないで債権を譲渡したときは、保証人は、それ以降、譲受人に対して保証責任を負わない。

第697条① 債権者が保証人の書面による同意を得ないで債務者による債務の全部又は一部の移転を認めたときは、保証人は、それ以降、その同意を得ないで移転した債務について保証責任を負わない。ただし、債権者と保証人の

間に別段の定めがあるときは、この限りでない。

② 第三者による債務の引受けは、保証人の保証責任に影響を及ぼさない。

第 698 条 普通保証において、保証人が主たる債務の履行期到来後に執行可能な債務者の財産に関する情報を債権者に提供したにもかかわらず、債権者がその権利を放棄し、又はその権利の行使を怠り、それによって当該財産に対して執行することができなくなったときは、保証人は、それ以降、その情報提供に係る執行可能な財産の価値範囲内において保証責任を負わない。

第 699 条 同一の債務について 2 人以上の保証人がいるときは、保証人は、保証契約で定める負担部分について保証責任を負う。[その場合において、] 負担部分の定めがないときは、債権者は、いずれの保証人に対しても、その保証の範囲内において保証責任を取るよう求めることができる。

第 700 条 保証人は、保証責任を負担したときは、当事者間に別段の定めがある場合を除き、保証責任を負担した範囲内において債務者に求償することができるとともに、債権者の債務者に対する権利を有する。ただし、債権者の利益を害することはできない。

第 701 条 保証人は、債務者が債権者に対して持っている抗弁を主張することができる。債務者がその抗弁を放棄した場合であっても、保証人は、債権者に対してその抗弁を主張することができる。

第 702 条 債務者が債権者に対して相殺権又は取消権を有するときは、保証人は、それに相当する範囲内において保証責任の負担を拒むことができる。

第一四章 賃貸借契約

第 703 条 賃貸借契約とは、賃貸人が賃貸物の使用及び収益を賃借人にさせ、賃借人がこれに対して賃料を支払う [ことを内容とする] 契約である。

第 704 条 賃貸借契約の内容は一般に、賃貸物の名称、数量及び使用目的、賃貸借期間、賃料及びその支払いの期限と方法、並びに賃貸物の保守点検及び修繕等条項を含む。

第705条① 賃貸借期間は、20年を超えることができない。20年を超えるときは、その超過部分は、無効とする。

② 賃貸借期間が満了したときは、当事者は、賃貸借契約を更新することができる。ただし、約定の賃貸借期間は、更新の日から20年を超えることができない。

第706条 当事者が法律及び法規命令の規定に従って賃貸借契約の備案登記²⁾ 手続をしなかったときは、契約は、これによってその効力を妨げられない。

第707条 賃貸借期間が6か月以上であるときは、[賃貸借契約は、] 書面によってしなければならない。当事者が書面によらないで [契約を締結し]、賃貸借期間を確定することができないときは、期間の定めのない賃貸借とみなす。

第708条 賃貸人は、約定に従って賃貸物を賃借人に引き渡し、かつ、賃貸借期間内において賃貸物を約定の使用目的に適する状態に保持しなければならない。

第709条 賃借人は、約定の用法に従って賃借物を使用しなければならない。賃借物の使用方法についての定めがないか、又はその定めが明らかでなく、この法律第510条の規定によってもなお定まらないときは、賃借物の性質に従って使用しなければならない。

第710条 賃借人は、約定の用法又は賃借物の性質に従って賃借物を使用したことによって賃借物に生じた損耗について、その賠償責任を負わない。

第711条 賃借人が約定の用法又は賃借物の性質に反して賃借物を使用したことによって賃借物に損害が生じたときは、賃貸人は、契約を解除するととも

2) 備案とは、届け出という意味である。商品房屋租赁管理弁法（中国住房和城乡建设部令第6号、2011年2月1日施行）14条1項によれば、建物賃貸借契約の当事者は、契約を締結した日から30日以内に、賃貸建物の所在地である直轄市、市又は県人民政府の建設（不動産）主管部門で当該賃貸借契約の備案登記をしなければならない。備案登記は、罰則付きで強制されている（同弁法23条）が、本条は、備案登記が私法上の効力を有しないことを明らかにしたといえよう。

に、その損害の賠償を請求することができる。

第712条 賃貸人は、賃貸物の保守点検及び修繕義務を履行しなければならない。ただし、当事者間に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第713条① 賃借物が修繕を要するときは、賃借人は、賃貸人に対し、合理的な期間内に修繕をするよう請求することができる。賃貸人が修繕義務を履行しないときは、賃借人は、自ら修繕をし、その修繕に係る費用を賃貸人に負担させることができる。賃借物の修繕によって賃借人の使用が妨げられたときは、[賃貸人は、] それに応じて賃料を減額し、又は賃貸借期間を延長しなければならない。

② 賃借物が修繕を要することが賃借人の故意又は過失によって生じたときは、賃貸人は、前項に定める修繕義務を負わない。

第714条 賃借人は、賃借物を適切に保管しなければならない。保管が適切でなかったことによって賃借物が毀損又は滅失したときは、その賠償責任を負わなければならない。

第715条① 賃借人は、賃貸人の承諾を得て賃借物を改良し、又は他の物を増設することができる。

② 賃借人が賃貸人の承諾を得ないで賃借物を改良し、又は他の物を増設したときは、賃貸人は、賃借人に対し、原状の回復又は損害の賠償を請求することができる。

第716条① 賃借人は、賃貸人の承諾を得て賃借物を第三者に転貸することができる。賃借人が転貸をしたときは、賃借人と賃貸人との間の賃貸借契約は、なおその効力を有する。当該第三者によって賃借物に損害を生じたときは、賃借人は、その損害を賠償しなければならない。

② 賃借人が賃貸人の承諾を得ないで転貸をしたときは、賃貸人は、契約を解除することができる。

第717条 賃借人が賃貸人の承諾を得て賃借物を第三者に転貸した場合において、転貸借の期間が賃借人の賃貸借の残存期間を超えたときは、超過部分に

についての定めは、賃貸人に対して法的拘束力を生じない。ただし、賃貸人と賃借人との間に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第718条 賃借人が賃借物を転貸したことを賃貸人が知り又は知ることができたにもかかわらず、6か月以内に異議を述べなかったときは、賃貸人がこれを承諾したものとみなす。

第719条① 賃借人が賃料の支払いを怠ったときは、転借人は、賃借人に代わってその未払いの賃料及び違約金を支払うことができる。ただし、転貸借契約が賃貸人に対して法的拘束力を有しないときは、この限りでない。

② 転借人が代わりに支払った賃料及び違約金は、転借人が賃借人に支払うべき賃料に充当することができる。

第720条 賃貸借期間中に賃借物の占有及び使用によって得た収益は、賃借人に帰属する。ただし、当事者間に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第721条 賃借人は、約定の期限に賃料を支払わなければならない。賃料の支払期限についての定めがないか、又はその定めが明らかでなく、この法律第510条の規定によってもなお定まらない場合において、賃貸借期間が1年未満であるときは、賃貸借期間が満了した時にこれを支払い、賃貸借期間が1年以上であるときは、満1年ごとにこれを支払い、残存期間が1年未満のものについては、賃貸借期間が満了した時にこれを支払う。

第722条 賃借人が正当な理由なく賃料の支払いを拒み又は遅延したときは、賃貸人は、賃借人に対し、合理的な期間内に支払うよう請求することができる。賃借人がその期限を過ぎても支払わないときは、賃貸人は、契約を解除することができる。

第723条① 第三者が権利を主張することによって賃借人が賃借物の使用及び収益をすることができなくなったときは、賃借人は、賃料の減額又は免除を請求することができる。

② 第三者が権利を主張したときは、賃借人は、遅滞なく、これを賃貸人に通知しなければならない。

第724条 次に掲げる場合において、賃借人側の事由によらないで賃借物の使用をすることができなくなったときは、賃借人は、契約を解除することができる。

- 一 司法機関又は行政機関が法により賃借物を差し押さえた³⁾とき。
- 二 賃借物の所有権帰属につき争いがあるとき。
- 三 賃借物につきその使用条件に関する法律及び法規命令の強行規定に反する事情があるとき。

第725条 賃借人が賃貸借契約に基づき占有する期間内に賃貸物につき所有権の変動を生じたときは、賃貸借契約は、これによってその効力を妨げられない。

第726条① 賃貸人は、賃貸中の建物を売却するときは、売却する時の合理的な期間前までにその旨を賃借人に通知しなければならない。賃借人は、同じ条件下で、優先的にこれを購入する権利を有する。ただし、当該建物の共有者が優先購入権を行使し、又は賃貸人が当該建物を近親者に売却するときは、この限りでない。

② 賃貸人が通知義務を履行した後、賃借人が15日以内に購入する意思を明確に表示しないときは、賃借人が優先購入権を放棄したものとみなす。

第727条 賃貸人は、賃貸建物をオークションにかけることを競売人に委託するときは、オークションが行われる日の5日前までに賃借人にその旨を通知しなければならない。賃借人がオークションに参加しなかったときは、優先購入権を放棄したものとみなす。

第728条 賃貸人が賃借人に通知をせず、又はその他賃借人による優先購入権の行使を妨げたときは、賃借人は、賃貸人に対して賠償責任を負うよう求め

3) 原文では、「查封」と「扣押」の2つの用語が使われているが、いずれも「差押える」という意味である。中国法では、不動産に対する差押えは「查封」と、動産に対する差押えは「查封」または「扣押」とそれぞれ呼ばれている（最高人民法院「人民法院が民事執行において財産の查封、扣押又は凍結をすることに関する規定」(法釈[2004]15号)8条および9条参照)。

ることができる。ただし、賃貸人と第三者との間で締結された建物売買契約は、その効力を妨げられない。

第729条 賃借人の責めに帰することのできない事由により、賃借物の一部若しくは全部が毀損又は滅失したときは、賃借人は、賃料の減額又は免除を請求することができる。賃借物の一部若しくは全部が毀損又は滅失したことにより、契約の目的を達することができなくなったときは、賃借人は、契約を解除することができる。

第730条 当事者が賃貸借期間を定めず、又はその定めが明らかでなく、この法律第510条の規定によってもなお定まらないときは、期間の定めのない賃貸借とみなす。[この場合において、]当事者は、いつでも契約を解除することができる。ただし、その合理的な期間前までにその旨を相手方に通知しなければならない。

第731条 賃借物が賃借人の安全又は健康に危険を及ぼすときは、賃借人が契約締結時に当該賃借物の品質が不合格であることを知っていた場合であっても、賃借人は、いつでも契約を解除することができる。

第732条 賃借人が建物賃貸借期間内に死亡したときは、賃借人の生前から賃借人と同居し、又は共同経営をしていた者は、従前の賃貸借契約に基づき当該建物を賃借することができる。

第733条 賃貸借期間が満了したときは、賃借人は、賃借物の返還をしなければならない。返還されるべき賃借物は、約定の状態、又は賃借物の性質に従った使用をした後の状態に適合しなければならない。

第734条① 賃貸借期間満了後、賃借人が賃借物の使用を継続し、賃貸人がこれに対して異議を述べなかったときは、原賃貸借契約は、引き続きその効力を有する。ただし、賃貸借期間の定めのないものとする。

② 賃貸借期間が満了したときは、建物の賃借人は、同等の条件下で、優先的に賃借する権利を有する。

第一五章 ファイナンスリース契約

第 735 条 ファイナンスリース契約とは、賃貸人が、売主とリース物件に対する賃借人の選択に従い、売主からリース物件を購入し、それを賃借人の使用に供し、賃借人がこれに対してリース料を支払う〔ことを内容とする〕契約である。

第 736 条① ファイナンスリース契約の内容は一般に、リース物件の名称、数量、規格、技術的性能及び検査方法、リース期間、リース料の構成、支払期限、支払方法及び通貨の種類、並びにリース期間満了後のリース物件の帰属等条項を含む。

② ファイナンスリース契約は、書面によってしなければならない。

第 737 条 当事者が架空のリース物件を目的物として締結したファイナンスリース契約は、無効とする。

第 738 条 法律及び法規命令の規定によりリース物件の経営及び使用につき行政上の許可を得る必要があるとされる場合において、賃貸人が行政上の許可を受けなかったとしても、ファイナンスリース契約は、これによってその効力を妨げられない。

第 739 条 賃貸人が売主とリース物件に対する賃借人の選択に従って売買契約を締結したときは、売主は、約定に従い、賃借人に目的物を引き渡さなければならないが、賃借人は、目的物の受領に係る買主の権利を有する。

第 740 条① 売主が賃借人に目的物を引き渡すべき義務に違反し、次に掲げる場合に該当するときは、賃借人は、売主が引き渡した目的物の受領を拒むことができる。

一 目的物が著しく約定に適合しないとき。

二 約定に反して目的物を引き渡さず、賃借人又は賃貸人の催告を受けた後もなお合理的な期間内に引き渡さないとき。

② 賃借人は、目的物の受領を拒むときは、遅滞なく、その旨を賃貸人に通知しなければならない。

第741条 賃貸人、売主及び賃借人は、売主が売買契約から生ずる義務を履行しないときに賃借人がその賠償を請求する権利を行使することを定めることができる。賃借人が賠償請求の権利を行使するときは、賃貸人は、これに協力しなければならない。

第742条 賃借人が売主に対して賠償請求の権利を行使するときは、賃借人のリース料支払義務の履行は、その影響を受けない。ただし、賃借人が賃貸人の技能を頼りにしてリース物件を定め、又は賃貸人がリース物件の選定に関与したときは、賃借人は、相応のリース料の減免を請求することができる。

第743条① 次に掲げる賃貸人の行為により、賃借人が売主に対して損害賠償を請求する権利を行使することができなくなったときは、賃借人は、賃貸人に対し、それ相応の責任を取るよう求めることができる。

- 一 賃借物に品質の瑕疵があることを知りながらこれを賃借人に告げなかったこと。
- 二 賃借人が損害賠償を請求する権利を行使する時に適時に必要な協力を提供しなかったこと。

② 賃貸人が、自身だけが売主に対して行使することができる損害賠償を請求する権利の行使を怠り、それによって賃借人に損害を生じたときは、賃借人は、賃貸人に対してその賠償責任を取るよう求めることができる。

第744条 賃貸人が売主とリース物件に対する賃借人の選択に従って売買契約を締結したときは、賃貸人は、賃借人の同意を得なければ、賃借人に関わる契約の内容を変更することができない。

第745条 賃貸人がリース物件に対して有する所有権は、登記をしなければ、善意の第三者に対抗することができない。

第746条 ファイナンスリース契約のリース料は、当事者間に別段の定めがある場合を除き、リース物件購入代金の大部分又は全部及び賃貸人の合理的な利益に基づき定める。

第747条 リース物件が約定又は使用目的に適合しないときは、賃貸人は、そ

の責任を負わない。ただし、賃借人が賃貸人の技能を頼りにしてリース物件を定め、又は賃貸人がリース物件の選定に関与したときは、この限りでない。

第748条① 賃貸人は、賃借人によるリース物件の占有及び使用を保証しなければならない。

② 賃貸人に次に掲げる事実があったときは、賃借人は、その損害の賠償を請求することができる。

一 正当な理由なく、リース物件を取り戻すこと。

二 正当な理由なく、賃借人によるリース物件の占有及び使用を妨害すること⁴⁾

三 賃貸人側の事由により、第三者がリース物件について権利を主張すること。

四 賃借人によるリース物件の占有及び使用に不当な影響を及ぼすその他の事実。

第749条 賃借人がリース物件の占有をしている間に、リース物件によって第三者の身体又は財産に損害を生じたときは、賃貸人は、その責任を負わない。

第750条① 賃借人は、適切にリース物件の保管及び使用をしなければならない。

② 賃借人は、リース物件の占有をしている間、その保守点検及び修繕義務を履行しなければならない。

第751条 賃借人がリース物件の占有をしている間にリース物件が毀損又は滅失したときは、賃貸人は、従前どおり、賃借人に対してリース料の支払いを請求することができる。ただし、法律に別段の規定があるとき又は当事者間に別段の定めがあるときは、この限りでない。

4) 原文では、いずれも「妨害」を意味する「妨碍」と「干擾」という2つの用語が使用されている。

第752条 賃借人は、約定に従ってリース料を支払わなければならない。賃借人が催告を受けた後もなお合理的な期間内にリース料を支払わないときは、賃貸人は、リース料〔残金〕の全額払いを請求し、又は契約を解除してリース物件を返還させることができる。

第753条 賃借人が、賃貸人の同意を得ないで、リース物件を譲渡し、その上に抵当権若しくは質権を設定し、それを現物出資し、又はその他の方法によって処分したときは、賃貸人は、ファイナンスリース契約を解除することができる。

第754条 次に掲げる場合には、賃貸人又は賃借人は、ファイナンスリース契約を解除することができる。

- 一 賃貸人と売主との間で締結された売買契約が解除され、無効と確認され、又は取り消され、かつ、改めて売買契約を締結することができなかつたとき。
- 二 リース物件が当事者の責めに帰することのできない事由によって毀損又は滅失し、かつ、修復することができず、又は代替物を定めることができないとき。
- 三 売主側の事由によってファイナンスリース契約の目的を達することができなくなったとき。

第755条① ファイナンスリース契約が、売買契約の解除、無効確認、又は取消しによって解除された場合において、賃借人が売主とリース物件を選択したときは、賃貸人は、賃借人に対し、それ相応の損害賠償を請求することができる。ただし、賃貸人側の事由によって売買契約が解除され、無効と確認され、又は取り消されたときは、この限りでない。

② 賃貸人が、売買契約の解除、無効確認、又は取消しによって損害賠償を受けたときは、賃借人は、その限度において賠償責任を負わない。

第756条 ファイナンスリース契約が、リース物件が賃借人に引き渡された後に不慮の事故によって毀損又は滅失したこと等当事者の責めに帰することの

できない事由によって解除されたときは、賃貸人は、賃借人に対し、リース物件の減価償却の状態に応じて補償を請求することができる。

第 757 条 賃貸人と賃借人は、リース期間満了後のリース物件の帰属を定めることができる。リース物件の帰属についての定めがないか、又はその定めが明らかでなく、この法律第 510 条の規定によってもなお定まらないときは、リース物件は、賃貸人に帰属する。

第 758 条① 当事者がリース期間満了後にリース物件を賃借人に帰属させる旨を定めた場合において、賃借人が大部分のリース料をすでに支払ったにもかかわらず、リース料の残金を支払うことができないことにより、賃貸人が契約を解除してリース物件の返還を受けたときは、返還を受けたリース物件の価値が賃借人の未払いのリース料及びその他の費用を超える部分については、賃借人は、その返還を請求することができる。

② 当事者がリース期間満了後にリース物件を賃貸人に帰属させる旨を定めた場合において、リース物件が毀損若しくは滅失し、又は他の物に附合し、若しくは混合したことにより、賃借人がそれを返還することができなくなったときは、賃貸人は、賃借人に対し、合理的な範囲内での補償を請求することができる。

第 759 条 当事者が、リース期間満了後に賃借人が代金名義でわずかの金額を賃貸人に支払う旨を定めたときは、約定のリース料支払義務を履行した時にリース物件は、賃借人に帰属するものとみなす。

第 760 条 ファイナンスリース契約が無効となった場合において、当事者がその場合におけるリース物件の帰属を定めたときは、その定めにより、定めがないか、又はその定めが明らかでないときは、リース物件は、賃貸人に返還しなければならない。ただし、賃借人側の事由により当該契約が無効となった場合に、賃貸人がその返還を請求せず、又はリース物件が返還後その効用を著しく減少するおそれがあるときは、リース物件は賃借人に帰属し、賃借人は、賃貸人に対して合理的な範囲内で補償を行う。

第一六章 ファクタリング契約

第761条 ファクタリング契約とは、売掛債権の債権者が、現に発生している債権又は将来発生すべき債権をファクターに譲渡し、ファクターが、これに対して資金を融通し、売掛金の管理若しくは回収をし、又は債務者による売掛金の支払いを保証する等のサービスを提供する〔ことを内容とする〕契約である。

第762条① ファクタリング契約は一般に、業務の種類、サービスの範囲、サービスの期間、その基礎となる取引契約に関する情報、売掛金に関する情報、ファクタリング融資金⁵⁾又はファクタリング手数料及びその支払方法等条項を含む。

② ファクタリング契約は、書面によってしなければならない。

第763条 売掛債権の債権者が、債務者との間で作出した架空の売掛債権を譲渡の目的としてファクターとファクタリング契約を締結したときは、債務者は、売掛金の不存在をもってファクターに対抗することができない。ただし、それが架空のものであることをファクターが知っていたときは、この限りでない。

第764条 ファクターは、売掛債権の債務者に対し、当該売掛債権の譲渡通知を発するときは、必要な証憑書類を添えて自身のファクターたる身分を明示しなければならない。

第765条 売掛債権の債務者が売掛債権の譲渡通知を受領した後、売掛債権の債権者が、正当な理由なく、債務者との間で締結した基礎となる取引契約の変更又は終了を内容とする協議は、ファクターに不利な影響を及ぼすときは、ファクターに対してその効力を生じない。

5) 原文は「保理融資」。同語の訳出に当たっては、月岡直樹氏の翻訳を参照した。同「みずほ中国 ビジネス・エクスプレス (第322号)」(2014年4月24日)、みずほ銀行ウェブサイト <https://www.mizuho-bank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0327-XF-0105.pdf> (2020年12月7日閲覧)。

第 766 条 当事者がリコースファクタリングを定めたときは、ファクターは、売掛債権の債権者に対してファクタリング融資金の元本及び利息の返還若しくは売掛債権の買戻しを請求し、又は債務者に対して売掛債権を行使することができる。ファクターが債務者に対して売掛債権を行使したときは、ファクタリング融資金の元本及び利息並びに関連費用の額を控除した残額は、売掛債権の債権者に返還しなければならない。

第 767 条 当事者がノンリコースファクタリングを定めたときは、ファクターは、債務者に対して売掛債権を行使しなければならない。ファクターがファクタリング融資金の元本及び利息並びに関連費用の額を超えて取得した部分は、売掛債権の債権者に返還する必要がない。

第 768 条 売掛債権の債権者が同一の売掛債権につき複数のファクタリング契約を締結し、それによって複数のファクターが権利を主張したときは、登記をした者が登記をしなかった者に優先して売掛金を取得する。すべての者が登記をしたときは、登記の時間的順序に従って〔先順位者が〕売掛金を取得する。すべての者が登記をしなかったときは、売掛債権の債務者に最初に到達した譲渡通知において記載されているファクターが売掛金を取得する。〔すべての者が〕登記をせず、かつ、通知もしなかったときは、〔各自が〕ファクタリング融資金の額又はファクタリング手数料の額の割合に応じて売掛金を取得する。

第 769 条 本章に規定がないときは、債権譲渡に関する本編第 6 章の関係規定を適用する。